

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

嘉島町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県嘉島町長

## 公表日

令和7年11月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき作成される住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となる住民基本台帳を整備し、住民票の写しの交付等を行っている。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という))を都道府県と共同して構築している。</p> <p>住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</li> <li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除、または記載の修正</li> <li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li> <li>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元の市区町村(特別区を含む。以下同じ)に対する通知</li> <li>⑤本人又は同一世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</li> <li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li> <li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li> <li>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li> <li>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li> <li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li> <li>⑪マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領</li> <li>⑫他機関からの情報照会に対応するために、特定個人情報を中間サーバーへ登録</li> </ul> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第</p>
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民票情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年3月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの送付等)</li> </ul> </li> <li>2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (令和1年6月14日法律第37号施行時点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求による住民票の写し等の交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村への執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul> </li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表	

②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)
	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民保険課
②所属長の役職名	町民保険課長

## 6. 他の評価実施機関

—
---

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	嘉島町 総務課 861-3192 熊本県上益城郡嘉島町大字上島530 問い合わせ先電話番号 096-237-2111
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	嘉島町 企画情報課 861-3192 熊本県上益城郡嘉島町大字上島530 問い合わせ先電話番号 096-237-2641
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、文書管理事務では、各種事務処理において特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行つようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

## 9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	--

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [ 十分である ]  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月18日	I1②事務の概要	<p>住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき作成される住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となる住民基本台帳を整備し、住民票の写しの交付等を行っている。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成  ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除、または記載の修正  ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置  ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元の市区町村(特別区を含む。以下同じ)に対する通知  ⑤本人又は同一世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付  ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知  ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会  ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更  ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付  ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p>	<p>住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき作成される住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となる住民基本台帳を整備し、住民票の写しの交付等を行っている。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成  ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除、または記載の修正  ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置  ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元の市区町村(特別区を含む。以下同じ)に対する通知  ⑤本人又は同一世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付  ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知  ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会  ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更  ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付  ⑩個人番号カード等を用いた本人確認  ⑪マイナポータルによるサービス検索・電子申</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月18日	I3法務上の根拠	<p>番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第8条(個人番号とすべき番号の生成)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの送付等)</li> </ul> <p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村への執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>	<p>1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年3月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの送付等)</li> </ul> <p>2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <p>(令和1年6月14日法律第37号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求による住民票の写し等の交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村への執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>		
令和7年11月18日	I4②法務上の根拠	<p>番号法第19条第6号、第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>:なし</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月18日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	嘉島町 情報公開・個人情報保護担当 861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530 問い合わせ先電話番号 096-237-1111	嘉島町総務課 861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530 問い合わせ先電話番号 096-237-2111		
令和7年11月18日	I 8. 特定個人情報の取り扱いに関する問合せ	嘉島町 情報公開・個人情報保護担当 861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530 問い合わせ先電話番号 096-237-1111	嘉島町企画情報課 861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530 問い合わせ先電話番号 096-237-2641		
令和7年11月18日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託しない	委託する		
令和7年11月18日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続する(入手)	接続しない(入手)		
令和7年11月18日	IV 7特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	課題が残されている	十分である		
令和7年11月18日	IV 8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年9月24日	IV 8判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、文書管理事務では、各種事務処理において特定個人情報の取り扱いに関する手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
令和7年9月24日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和7年9月24日	IV 11判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。		

